

# 日本の海賊対処法案（2009. 3. 13 閣議決定）と国際法

Japan's bill of Anti-Piracy Act (2009. 3. 13) in International Law

稲原 泰平  
Yasuhei Inahara

## 概 要

アフリカ北東部のいわゆる「アフリカの角（Horn of Africa）」と呼ばれる地域の支配国家ソマリア（Somali Rep.）の政権不安定によって、同国沖合海域及びアデン湾（Gulf of Aden）において2007年から海賊被害が頻発するようになった。紅海（Red Sea）及びアデン湾はスエズ運河を通じてヨーロッパと非ヨーロッパ世界をつなぐ海上交通の要衝であるため、NATOやEUだけでなく、フランス、ロシア、中国、そして日本も海軍艦艇を同海域に派遣して海賊排除のための協調行動をとっている。日本は2009年3月14日、護衛艦「さみだれ」と「さざなみ」を同海域に派遣した。両艦艇による自衛隊法（§ 82）に基づく海上警備行動（3月13日発令）が同月30日から開始された。日本をはじめとする各国の海賊掃討の活動は国連安保理決議1816（2008. 6. 2）によって授權された「必要なあらゆる措置（all necessary means）」として合法化されている。しかし、日本の海上自衛隊による海上警備行動では有効な海賊対処ができないことが懸念されており、海賊取り締まりのための新法が同月19日、国会に提出された。海賊処罰の国内法は英米法圏に属する国家では先例があるが、その他の国家では寡聞にしてその立法例はあまり知られていない。その意味で、日本の同法案は国際法が変動している21世紀において新たな先例を示す意義がある。

## 目 次

### 【I】序 論

- (1) 社会学的意味の海賊
- (2) 国際法上の海賊

### 【II】本 論

- (1) 海賊対処法案の主要条文の解釈
- (2) 本法案の国際法的整合性と英米法の影響

### 【III】結 論

〈注〉

〈参考図表I〉ソマリア沖の海賊事案が多発している海域

〈参考図表II〉最近3年間の主要7カ国・地域の海賊発生件数の推移

〈References：参考文献〉

### 【I】序 論

#### (1) 社会学的意味の海賊

卑俗な表現になるが、人類最古の職業は何かと聞かれて「売春」と答えた人がいるそうである。確かにそれは真実であろう。しかし、この回答は修正されなければならないようである。より正確に言えば、「人類最古の職業は、女は売春、男は海賊」ということであろう。そう思わせるほどに、1990年前後から目立ってきた海賊被害（当時は年

間100件前後）が1996年から200件を超え、2000年及び2004年には400件台に達した。件数の増加だけでなく、主要発生地帯が従来のマラッカ海峡から、アフリカ沿岸海域、特に、「アフリカの角（Horn of Africa）」の大半を占めるソマリア（Somali Rep.）の沖合とアデン湾（Gulf of Aden）そして紅海（Red Sea）に移ったことがここ2007～8年の特徴である。周知のとおり、紅海とアデン湾はスエズ運河を介して地中海とつながっており、欧州と非欧州とを結ぶ要衝地帯である。2008年度についてみると、293

件の海賊被害（前年比30件増）のうち、アフリカ近海が189件（前年比69件増）であったが、そのうちアデン湾での被害が92件（前年比79件増）で、全体の31.4%を占めている。<sup>(1)</sup> 紅海・アデン湾を通過する日本国籍または日本の海運会社が所有する船舶は2008年度に2103隻に上り、3件の海賊被害が発生した。ちなみに、2008年度の日本国籍または日本の海運会社が所有する船舶の海賊被害は全海洋で12件であった。<sup>(2)</sup>

ところで、海賊は古代から、ローマのキケロ（Marcus Tullius Cicero, B.C. 108～43）が「人類共同の敵（*hostis humani generis*）」と呼んだ如く、<sup>(3)</sup> 奴隷輸送（*slaves-tracking*）とともにその反人道的性格のゆえに、すべての国家による捕獲・処罰の対象とされてきた。古代において、海洋を「無主物（*res nullius*）」と観るか「人類の共有物（*res communes*）」と観るかについて争いがあったものの、後者の説が優勢であった当時、海賊についても人類に対する犯罪とみる見方には一定の説得力があったといえよう。特に、海洋を領海と公海に分割する2元的構造が確立していない古代においては、海賊は非国家区域で他人の資産の不法領得を目的とする一切の物理的行為を意味する点で、海賊概念はある意味で自明であり、その犯罪性はそれ自体（*per se*）公知の事実であった。したがって、キケロがいう「人類共同の敵（*hostis humani generis*）」は、国際犯罪としての海賊の社会的特徴であると同時に、刑法学にいわゆる犯罪としての「海賊」の犯罪構成要件（*Tatbestand*）の宣言であったというべきである。

## (2) 国際法上の海賊

ルネッサンス期以降の近代にはいとグロチウス（Hugo Grotius, 1583～1645）の「海洋自由論（*Mare liberum*）」（1609年）その他の学説に触発されて、1694年のイギリスによる領海設定以降、諸国家による領海設定の慣行が成立し、領海と公海という海洋の2元構造が確立し今日に至っている。それとともに、社会的概念がそのまま法的概念として通用していた「海賊（*piracy*）」が公海に固有の犯罪として、再定義されるにいたる。すなわち、領海は国家管轄権が行使される海域であって、国家は自らの裁量によって、その区域内での犯罪に対して取り締まりと処罰の権限を行使できる。すなわち、海洋全体が「人類の共有物（*res communes*）」であった時代の海賊のうち、領海部分での「海賊」は沿岸国の刑事管轄権に委ねられた形になったのである。そして残された「公海」部分が「人類の共有物（*res communes*）」たる地位を引き継ぎ、その区域での「海賊」も「人類共同の敵（*hostis humani generis*）」たる地位を継承し、国際慣習法

による「海賊」の構成要件の精緻化・明確化が進行した。一言でいえば、国際法上の海賊は公海上での海賊船による被害船への財物の不法奪取を目的としたすべての攻撃を指していた。つまり、海賊は現行犯的財産犯であった。この法的枠組みを維持しつつ、「海賊」概念は、20世紀初頭の航空機の登場などの新たな与件を取り込み発展した。今日の国際法上の最も成熟した「海賊」概念は、国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS, adopted 1982. 4. 30 / in force 1994. 11. 16）の§§ 100-107, 110に見ることができる。特に§ 101は海賊行為を定義して次のように言っている；

### “Definition of piracy（海賊の定義）

Piracy consists of any of the following acts :（海賊行為とは、次の行為をいう）

(a) any illegal acts of violence or detention, or any act of depredation, committed for private ends by the crew or the passengers of a private ship or a private aircraft, and directed :（私有の船舶又は航空機の乗組員または旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留または略奪行為であって次の者に対して行われるもの）

(i) on the high seas, against another ship or aircraft, or against persons or property on board such ship or aircraft ;（公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産）

(ii) against a ship, aircraft, persons or property in a place outside the jurisdiction of any State ;（いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産）

(b) any act of voluntary participation in the operation of a ship or of an aircraft with knowledge of facts making it a pirate ship or aircraft ;（いずれかの船舶又は航空機を海賊船または海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為）

(c) any act of inciting or of intentionally facilitating an act described in subparagraph (a) or (b) .（(a) 又は (b) に規定する行為を扇動または故意に助長するすべての行為）”

以上の条約上の定義に照らせば、「海賊」は実行犯だけでなく教唆犯や幫助犯をも含むだけでなく、中止犯や未遂犯をも含む極めて広範な概念であることがわかる。社会的な「海賊」概念に即した法的概念であり、立法の姿勢としては可とすべきであろう。しかし、この「海賊」

定義に対して、以下のような批判が出されよう。

1. 構成要件が包括的かつ抽象的でありすぎ、個別的明確性に欠けるので、構成要件として有効かどうか疑問がある。多くの国家が海賊処罰の国内法規を制定できないのも、国際法上の「海賊」概念の曖昧性・抽象性がその一因になっている。
2. この定義は主に、公海での現行犯的行為を想定しているが、海賊は港を出た時から取り締まらなければ実効性に欠けるので、公海を前提とした海賊の定義規定は法規的有効性と合理性に疑問がある。海賊の取り締まりのためには、領海・公海を通じた統一的な対処が必要であって、沿岸国の協力は不可欠である。特に、今回のアデン湾での海賊処罰のための国際協力決議 UNSCR1816（2008. 6. 2）<sup>(4)</sup> にあたり、安保理は事前にソマリアから領海での海賊取り締まり活動の許可を取得していたことを想起すべきである。
3. 最近の海賊は高速艇に乗り、携帯電話で標的船舶内の内通者と連絡を取り、機関銃その他の武器で重武装し、獲得した船舶や積み荷を迅速に偽装し売却する密売ルートを持っている。まさにビジネス化した組織犯罪の性格を強めており、背後の密売グループを含めて関与者全員を海賊として処罰する対策が必要である。また、彼らとテロ組織との関係も指摘されている。したがって、近年の海賊は、かつてのような単純な財産犯ではなく、アメリカが先頭に立って推進している反テロ戦争のコロラリーで考察すべき事例も出ている。<sup>(5)</sup> しかし、海賊については勿論、テロについても政治犯とはみなさず、普通犯として扱うことで諸国家の認識が一致している以上、海賊とテロとを区別する基準の明確化が必要になろうし、両者を区別しなくても両者は牽連犯の関係に立つのか、「本来的な一罪」になるのか、「科刑上の一罪」になるのか、容易に議論は収束しないであろう。

## 【Ⅱ】本 論

### （1）海賊対処法案の主要条文の解釈

2009年3月13日に閣議決定され国会に送付された海賊処罰法（正式名称：海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律）案は本文全13条、附則全6条で構成されている。

§1：「この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する

国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。」

ここには、海賊が国際海上交通という国際公益を侵害する犯罪であり、国際協力によって組織的対処が必要である旨が表明されている。その意味で、海賊は国際民間航空という国際公益を侵害するハイジャックと法理的に同じカテゴリーに属すると判断されていることがわかる。注意しなければならないのは、「公海等における海賊行為」の文言が示すとおり、海賊が公海概念と不可分の関係にあること、したがって、海賊行為が領海と公海とにまたがった継続的行為として対処しなければ取り締まりの実効性が上がらないことが容易に予想される以上、他国の領海での活動が可能ないように沿岸国の事前の同意を得ておかなければならないことである。かつて、PKO部隊が受け入れ国の同意を得て派遣されていたが、今日、PKO部隊が受け入れ国の同意なく派遣されること（2008. 8. 17 ブラヒミ報告）<sup>(6)</sup> が安保理で確認されて久しいのと同様、海賊取り締まりのための国際協力も、やがて、沿岸国の同意なく安保理の決定によって実行に移される時が来るのではなかろうか？海上交通の安全という国際公益の侵害の角度から海賊をとらえる視点が、今後の海賊取り締まりの国際協力の方向性を示唆しているようである。

§2：「この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

- 一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為
- 二 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる行為
- 三 第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為
- 四 強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に

対し、財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為

- 五 前各号のいずれかに係る海賊行為をすることを目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為
- 六 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をすることを目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為
- 七 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をすることを目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為」

本条は極めて詳細に国内法上の海賊概念を定義している。すなわち、海賊の構成要件を定めている。本条によって海賊に対する日本の領海における刑事管轄権と国連海洋法条約に基づく普遍的管轄権が協働する関係になる。形式的には、国連海洋法条約の海賊取り締まり規定（§ § 100 ~ 107, 110）の執行のために本条を定立したとみなされるが、実定国際法上、個別国家に海賊取り締まりの義務を確認することは難しく、<sup>(7)</sup> あくまで海賊に対する普遍的管轄権の裁量的執行が国家に認められている状況である。国際社会の現段階の組織化の状況に照らして、日本はその領海や内水と公海を一体として海賊取り締まり権限を行使する姿勢を宣言したのである。本条の反対解釈として、海賊が他国領海に逃走した場合、もはや日本の取り締まり管轄権は及ばず、消滅することを宣言したのである。

§ 3：「前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

- 2 前項の罪（前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。）の未遂は、罰する。
- 3 前条第五号又は第六号に係る海賊行為をした者は、五年以下の懲役に処する。
- 4 前条第七号に係る海賊行為をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、第一項又は前項の罪の実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。」

ここには正犯（＝実行犯・既遂犯）のみならず、未遂犯も処罰する旨が表明されている。中止犯については必要的減輕を施すことが表明されている。

§ 4：「前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。」

これは加重犯の重罰規定であって、当然、その未遂を罰することにしている。

§ 5：「海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁

法（昭和二十三年法律第二十八号）その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。

- 2 前項の規定は、海上保安庁法第五条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。」

本条によって海賊取り締まりの主務官庁が海上保安庁である旨が明確化されている。ただし、海上保安庁に警察行政庁との協力が要請されている。海上保安庁が海賊を捕獲した場合に、実際に海賊罪で起訴できるのは司法警察の機能に属するからである。

§ 6：「海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第二十条第一項において準用する警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）第七条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第三条第三項の罪に当たる海賊行為（第二条第六号に係るものに限る。）の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。」

本条は海上保安官および同補に対して、警察官職務執行法の武器使用基準（§ 7）の準用を認めている。本稿執筆時の現時点（2009. 4. 7）で、アデン湾およびソマリア近海に派遣されている海上自衛隊の2隻の巡洋艦は、自衛隊法に基づく海上警備行動を実行しているが、武器使用基準が厳しく（基本的に正当防衛と緊急避難の場合に限定されている）、適切な海賊取り締まりが行えない状況にあることを考えると、本条の意義こそ、実務的に高い評価を受けることになる。

§ 7：「防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十二条の規定は、適用しない。

- 2 防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。

一 前項の行動（以下「海賊対処行動」という。）の必

要性

- 二 海賊対処行動を行う海上の区域
- 三 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間
- 四 その他海賊対処行動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 第一項の承認をしたとき その旨及び前項各号に掲げる事項
- 二 海賊対処行動が終了したとき その結果

本条はこの法案の中心的規定である。海上保安官および保安官補では手に負えないと判断される海賊につき自衛隊の出動を認める規定である。本来、自衛隊の行動には①防衛出動（自衛隊法 § 76） ②国民保護等派遣（同 § 77 の 4） ③治安出動（同 § § 78, 81） ④施設等警護出動（同 § 81 の 2） ⑤海上警備行動（ § 82） ⑥弾道ミサイル等破壊措置（同 § 82 の 2） ⑦災害派遣（同 § 83） ⑧地震防災派遣（同 § 83 の 2） ⑨原子力災害派遣（同 § 83 の 3） ⑩領空侵犯対抗措置（同 § 84） ⑪機雷等除去（同 § 84 の 2） ⑫在外邦人等輸送（同 § 84 の 3） ⑬後方地域支援等（同 § 84 の 4）の種別があり、海賊対策は「海上警備行動」に属するものと理解されているが、前述のごとく、自衛官の武器使用は正当防衛と緊急避難に限定されているため、必要な行動をとることができなかった。そこでこの海上警備行動に関する自衛隊法 § 82 の特別法としての「海賊対処法」の立法趣旨が浮かび上がってくる。本条こそ、その立法趣旨を具体化した中核的規定である。

本条第 3 項は、いわゆる文民統制（civilian controle）の規定である。文民統制とは本来、軍隊の最終の指揮命令権者が軍人または退役軍人であってはならないことを意味する民主主義諸国家の共通原則であるが、第 2 次大戦後の日本についてこれを適用すると、自衛隊の指揮命令権者である内閣総理大臣が軍人または自衛官の経歴を持つ者であってはならない<sup>(8)</sup>というだけでなく、総理大臣の指揮下にある防衛大臣もこの原則の適用を受けるといふべきである。そう解釈することで、文民統制の実効性がより確実に確保されるからである。海賊対処行動に関する自衛隊の活動について指揮命令権を持つ総理大臣が、その報告書を国会に提出する義務を負うことで、文民統制を監視するシステムを構築したのである。

§ 8：「海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 警察官職務執行法第七条の規定及び第六条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛隊職務の執行について準用する。この場合において、同条中「海上保安庁法第二十条第一項」とあるのは、「第八条第二項」と読み替えるものとする。

3 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条及び同項において準用する第六条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。」

本条第 1 項に言う海上保安庁法（1948 年、法 28） § 16 は海上保安官が海難救助活動や犯人逮捕活動そして非常事変に際し、必要があれば、付近の人や船舶に協力を求めることができると定めている。同法 § 17 は、海上保安官が船長等に対して、書類の提出を命じ、立ち入り検査を実施し、必要な質問を旅客や乗組員に発することができるように定めている。また、同法 § 18 は、海上保安官が海上での犯罪やその他の異常事態に際して必要な強制措置を講ずることができると定める。

本条第 2 項が引用する警察官職務執行法（1948 年、法 136） § 7 は、警察官の加害的武器使用が原則的に正当防衛または緊急避難に限定される旨を表明している。また、同法 § 6 は、警察官が職務遂行上必要な個所へ立ち入ることができると定める。

本条第 3 項にいう自衛隊法 § 89 ②は治安出動時の自衛隊の武器使用が正当防衛と緊急避難の場合を除き、指揮官の命令に従わなければならない旨を表明している。要するに、自衛隊は正当防衛や緊急避難のときは指揮官の許可なく武器を使用でき、海賊捕獲のために必要な時、自衛隊が指揮官の命令に従って広く武器を使用できることを認めている。いわば、治安出動時の自衛隊指揮官の武器使用に関する裁量権を海賊捕獲に準用したものというべく、ここに、事実行為としての海賊捕獲の特徴が現われている。

§ 9：「第五条から前条までに定めるところによる海賊行為への対処に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令（罰則を含む。）を適用する。」

公海上にはいずれの国家の権力も及ばないのが原則である（公海の帰属からの自由）。しかし例外的に、海賊を含む国際犯罪に対してすべての国家の普遍的管轄権が慣習国際法上確立しているため、当該管轄権の執行の形式のもとに、海賊処罰の目的に必要な各国の国内法令 — 実体法及び手続法 — の執行が、海賊取り締まりという国際法の個別国家による執行という名目で容認されることになる。本条は主に、海賊の構成要件を定めた実体法たる本法（ § 2）を執行するため、刑事訴訟法（1948 年、法

131)に基づく司法警察(捜査・証拠収集・起訴など)の機能の遂行を念頭に置いた規定である。

§ 10:「関係行政機関の長は、第一条の目的を達成するため、海賊行為への対処に関し、海上保安庁長官及び防衛大臣に協力するものとする。」

本条の趣旨として、海賊取り締まりの主務官庁が海上保安庁長官及び防衛大臣である旨が表明されている。主務官庁が統一されず2分化しているのは、犯罪としての海賊の態様または犯情の軽重によるものである。管轄官庁が複数化したとき、省令の発出は共同省令になることがある。例えば、厚生労働省と文部科学省が、医療関係者(各種看護職員)の養成機関を共同省令で指定している。<sup>9)</sup>海賊行為も一様であり得ず、1つの海賊事件でも、犯情が軽度から重度へと深刻化するのが常態であろうし、場合によっては反対の場合も予想される。また、犯情の軽重を問わず、人質行為や船舶の占拠など、一定の時間的継続を要素とする状態犯的要素を内在化させた海賊行為も予想されるので、本法施行のための省令も共同省令が適当と判断される項目や分野が出てこよう。しかし、あいにく、本条は、共同省令を予定していない。すなわち、海上保安庁は国土交通省の外局であり、防衛省は内閣府の外局たる防衛庁から昇格して省になったため、共同省令は形式的・行政組織的に無理があるとみなされ、また、海賊の取り締まりは国際法の執行という対外関係の側面を持つところから、本法の施行の細目は内閣の命令たる政令に委ねられることになった(後出本法§ 13参照)。

§ 11:「国は、海賊行為による被害の防止を図るために必要となる情報の収集と整理、分析及び提供に努めなければならない。」

2 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者その他船舶の運航に係る者は、海賊行為による被害の防止に自ら努めるとともに、海賊行為に係る情報を国に適切に提供しよう努めなければならない。」

現在、海賊情報を提供している主要な国際機関としては、民間の国際商業会議所 ICC の国際海事局 IMB<sup>10)</sup>と政府間の国際海事機関(IMO)が存在している。特に前者は海賊取り締まりを24時間体制で実施しており、本部をマレーシアのクアラルンプールに置き、海賊発生の場合、近辺航行中の船舶に直ちに緊急情報を提供している。本条の趣旨は上記の国際機関との協力は勿論、すべての関係国との情報の提供と取得・共有を緊密に図ることを指示しているのである。特に、海賊が古代から人類の歴史とともに存在してきたこと、海上輸送される財貨の価値が古代から中世そして近現代と下るに従って高額化し

ていることを考えると、海賊が増えても減ることはないと思料される。毎日約30,000隻の船舶が世界の海洋を航行していることを考えると、海賊取り締まりは国際協力少なくとも地域協力の一分野になっているといえよう。

§ 12:「この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。」

これはある意味では形式的な条文である。国内法に対する国際法の優位を表明した規定であって、ナショナリズムに対する国際協調の優位を承認した規定である。本条は、日本国憲法§ 98②(「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」)の特別規定に相当する。しかし、日本では「法律による行政の原則」や「行政の政治的中立の原則」が憲法の基本原則とされ、<sup>11)</sup>公務員に対する職務の中立性や綱紀の粛清はかなり徹底している。そのために、公務員は職務遂行にあたり、関連国内法令に対する遵法精神は高くとも、国際法規にまで目が行き届かないという風潮がある。彼らは自己の身分を防衛するために国際法を無視しても国内法を遵守する傾向が以前から指摘されている。国内法遵守が結果的に国際法違反の国家責任を惹起しないよう、関連国内法令の立法段階での入念な精査・点検が必要である。本法の制定にあたり、諸外国の海賊取り締まり法令(もし制定していれば)との調整や海賊取り締まりのための国際法(国連海洋法条約 UNCLOS § § 100 ~ 107, 110)との整合性も国際法上、当然要請されよう。この点について本稿の次節で論及する。

§ 13:「この法律に定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」

これはいわゆる政令への委任規定であって、内閣府が本法を施行するための執行命令と委任命令を制定できる旨を定めている。本法案の規定はかなり具体的であって、政令に白紙委任される項目は見当たらない。その意味で、本法は立法技術的には合格点に達している。

本法案の本文規定は以上の13カ条であるが、以下のような全6カ条の附則がつけられている。

「附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいず

れか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の規定の適用については、第三条第一項及び第四条の罪（第二条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。）は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三条第一項から第三項まで及び第四条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。

第三条 第三条第四項ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為についても、適用する。

第四条 この法律の施行の際現に自衛隊法第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の当該行動については第七条第一項後段の規定は、適用しない。

（自衛隊法の一部改正）

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項」に改める。

第八十二条の二を第八十二条の三とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

（海賊対処行動）

第八十二条の二 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第号）の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

第八十六条中「第八十二条の三第一項」を「第八十二条の三第一項」に改める。

第九十三条の二中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同条を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の三条を加える。

（海賊対処行動時の権限）

第九十三条の二 第八十二条の二に規定する海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の定めるところにより、

同法の規定による権限を行使することができる。

第一百七條第四項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三條第二項に次の一号を加える。

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項及び第四条（人質による強要、人質の殺傷）の罪」

## （2）本法案の国際法的整合性と英米法の影響

イギリスは往時から海洋国家として海賊の取り締まりに腐心してきた。すでに 1536 年には海上犯罪法（Offences at Sea Act of 1536）<sup>(12)</sup> を制定し、海賊を海上での窃盗・強盗・殺人・反乱と同列に処罰対象としていた。また、また、当時は領海・公海の区別が確立していなかったため（1694 年に、イギリスが国家として初めて領海と公海との海洋分割を主張した）、海洋だけでなく、無人島や入り江や河川そして海軍元帥が管轄するすべての場所での犯罪行為を対象としていた。また、陸上での行為も海賊に関連する限りで海賊とみなされ処罰対象となっていた。イギリスが領海と公海の海洋分割を主張してから 6 年後の 1700 年に、同国はより実効的な海賊取り締まりのために海賊法（The Piracy Act of 1700）<sup>(13)</sup> を制定したが、同法ではまだ、海賊や武装強盗という重罪に領海・公海という区別が重大な影響を与えていたとは思えないが、地理上の発見の大航海時代のただなかにあって、海賊の取り締まりの重点が公海に移っていった状況が見受けられる。さらに 1825 年にはイギリスで、懸賞金法（The Bounty Act of 1825）<sup>(14)</sup> によって、海賊捕獲活動に懸賞金が支払われることになった。現在でも、海賊に捕獲された船舶の捜索・発見者に懸賞金を出す制度が国際海事局によって採用されているが、懸賞金の制度はどうやらこの法律に起源があるようである。日本の船会社が被害者となって海賊被害船舶の発見に懸賞金を付けた 1999 年の「アロンドラインボー号事件（The ALONDRA = RAINBOW Case）」<sup>(15)</sup> が想起される。

イギリスの植民地から独立し、英法の伝統を継承したアメリカでも 19 世紀前半に海賊から海上通商を保護するために海賊法（The Piracy Act of March 3, 1819）<sup>(16)</sup> が制定された。同法は海賊を「公海上の（on the high seas）」の「国際法上の（by the law of nations）」犯罪として

「死刑に処す (be punished with death)」と定めている<sup>(§5)</sup>。かつて国家間の戦争には国内の地方有力者の海賊船を海軍に編入して利用していた欧州諸国は、この時期にはようやく、木造の海賊船に対してより頑強な鋼鉄の軍艦を保有する時代に入りつつあったので、海軍艦艇が海賊を捕獲する実質的な条件が整いつつあった。法が権力の兆表ないし具体化であることを考えると、この時期に国際法上の犯罪としての海賊の構成要件が確立したといえよう。また、国家の海軍軍艦およびそのための特別の任務を授けられた政府船舶のみが海賊取り締まりの権限を有することも慣習国際法の規則として確立したといえよう (Cf. 国連海洋法条約 (UNCLOS), § 107: 海賊船舶及び海賊航空機を拿捕できる国家の船舶と航空機の資格に関する規定)。こう考えると、日本で「海賊対処法案」が審議されたとき、自衛隊ではなく、海上保安庁の船舶を派遣すべきという意見が出されたが、この意見は、海賊取り締まりの権限が海軍軍艦に認められた経緯を忘却した末梢の意見であるといわざるを得ない。現代の海賊の中にはテロ組織と関係があるといわれるものもあり、高速艇に乗り機関銃や手榴弾、バズーカ砲またはそれ以上の武器を備えていることも想定しておかなければならない。これに対応するには、海上自衛隊の巡洋艦が対応可能であるが、海上保安庁の船舶では「しきしま」1隻のみが対応可能という。<sup>(17)</sup> 海上保安庁の艦船を改造し巡洋艦並みの装備を持たせるための時間と予算の空費を考えると、現在の海上自衛隊の巡洋艦を派遣すれば十分であろう。また、国によっては、中央政府の権力が及ばない僻地の沿岸警備隊が海賊行為を行っているとの風聞もあり、海賊船と軍艦との歴史的関係や本質的相違を認識して、海賊取り締まりには海上自衛隊の艦船を派遣するほうが現実的であり法理的にも正当であろう。国家の沿岸警備隊が戦時には当該国家の海軍に編入されてきたこれまでの国際実行に鑑みれば、海上保安庁船舶の遠洋への出動は、仮にその必要が生じても、海上自衛隊の艦船の活動の補助に限定すべきである。主客転倒が起きないように注意すべきである。国際社会の物笑いの種になってしまったら、日本の外交の対外的信頼性が損なわれる。国家にとってこれこそが長期的かつ重大な国益の損失に繋がる。

ところでアメリカの海賊取り締まりに話を戻すと、現在の連邦法 (II. C. Title 18 of the United States Code: 1982 ed.)<sup>(18)</sup> によれば、海賊は国際法によってその構成要件の成否が判定され、アメリカで終身刑 (be imprisoned for life) を言い渡される。死刑ではなく、終身刑としたのは、近年の死刑廃止の国際的潮流を考慮し、同時に、英米法の伝統である殺人の二分法に従ったものであろう。

すなわち、殺人を故殺 (manslaughter) と謀殺 (murder) に分類し、海賊が殺人を行った場合でも犯情の軽い前者と判断されたからであろう。これに対して、日本の「海賊対処法案」では死刑が導入されている<sup>(§4)</sup> が、単一国家として死刑制度を採用している以上、他の犯罪の量刑との均衡を考えたのであろう。ちなみに、国家として海賊に終身刑を採用したアメリカは連邦国家であって、州刑法上の犯罪に対する死刑制度の採否は各州の判断にゆだねられている。海賊に対する処罰に差が生ずるのは好ましいことではないが、統一的な海賊処罰条約が成立していない以上、現段階の国際社会ではやむを得ないのかもしれない。

この問題にヒントを与えてくれるのが、1932年に『アメリカ国際法雑誌 追補 (American Journal of International Law Supplement)』に発表されたハーバード国際法研究所が作成した「海賊条文草案 (The Harvard Research in International Law Draft Convention on Piracy)」<sup>(19)</sup> である。その § 14 は以下のように宣言している；

1. A state which has lawful custody of a person suspected of piracy may prosecute and punish that person (海賊行為の容疑者を合法的に拘束した国家はその人物を起訴し処罰できる)。
2. Subject to the provisions of this convention, the law of the state which exercises such jurisdiction defines the crime, governs the procedures and prescribes the penalty (この条約の規定に従うことを条件として、前項の管轄権を行使する国家は法律によって海賊行為を定義し、訴訟手続を定め、刑罰を定める)。
3. The law of the state must, however, assure protection to accused aliens as follows (しかし、国家はその法律によって起訴された外国人に以下の保護を与えなければならない) :
  - (a) The accused person must be given a fair trial before an impartial tribunal without unreasonable delay (被告人は公平な裁判所で迅速かつ公正な裁判を受ける権利を有する)。
  - (b) The accused person must be given humane treatment during his confinement pending trial (被告人は未決の拘禁中、人道的な待遇を与えられなければならない)。
  - (c) No cruel and unusual punishment may be inflicted (残虐で異常な刑罰は禁止する)。
  - (d) No discrimination may be made against the nationals of any state (すべての国家の国民は平

等に扱われなければならない)。

4. A state may intercede diplomatically to assure this protection to one of its nationals who is accused in another state (国家は外国で起訴された自国民を保護するために外交的に介入することができる)。

本条第1項及び第2項は、国家が国際法の執行機関として、国際犯罪たる海賊を国内法に基づいて処罰する権限を有する旨を定める。その際、第2項が謂うごとく、「この条約の規定に従うこと」が条件となるので、海賊の定義に関してまず第1に、「国家の領域管轄権に服さない場所で実行された行為 acts, . . . committed in a place not within the territorial jurisdiction of any state」<sup>(§ 3)</sup>に厳格に限定されるべきとの立場が採られている。これは伝統的な国際慣習法に従った規則であって、動かしようがないと考えられている。なぜ、海賊が公海に固有の概念とされるのか？ 領海は沿岸国の管轄権が行使されるので、すべての国家の普遍的管轄権の対象となる国際犯罪たる海賊は当然に公海その他非国家区域での行為に限定されるという解釈が出てこよう。論理的・法理的にはそれで間違いはない。しかし、本来的に海賊の活動は領海・公海の区別なく、又、内水及び海洋の区別なく、およそすべての水域にわたる性格を有しており、海賊取り締まりの管轄権を普遍的管轄権と領域管轄権に分割して対処することは時間と労力の無駄を伴うことは明白である。それでもなおかつ、沿岸国との協力によってはじめて実効的に取り締まれる海賊を依然として公海に固有の概念として理解すべき本質的理由があるとすれば、歴史又は人類史の動態 (dynamics) の中にそれを求めざるをえないように思われる。すなわち、英仏100年戦争(1337. 11. 1 ~ 1453. 10. 19) でジャンヌ＝ダルク Jehanne Darc, Jeanne d'Arc (1412. 1. 6 ~ 1431. 5. 30) によって手痛い敗戦を味わったイギリスは、それ以後の歴史において欧州大陸に戦争を仕掛けたことはなく、もっぱら海外に植民地を求める海洋国家の道を歩み始めた。そのプロセスの中で、領海宣言(1694年)や海賊のホーキンス(John Hawkins, 1532 ~ 1595. 11. 15)やドレーク(Francis Drake, 1543 ~ 1596. 1. 28)への勅許状の付与があった。つまり、イギリスの歴史の中に海賊が組み込まれているのであって、海賊概念の形成に対するイギリスの影響は決定的であったといえよう。特にイギリスが公海と領海の2元論を国家として最初に主張した事実、海賊を沿岸国の管轄権の対象から排除して、海賊に対する他国からの非難をかわして公海制度のもとで海賊を放任・育成せんとしたイギリスの底意まで推測させるといえよう。ジャンヌ＝ダルクという少女がフラ

ンスを救い大陸を救ったとしてもはやされる一方、汚辱にまみれて欧州大陸への領土的野心を自ら断ったイギリスにとって、海洋こそが国家的発展の唯一の選択肢として残された。イギリスが国家的発展の活路を見出した海洋における海賊は、イギリスの国家的発展に寄与する限り、その存在が容認され評価される時代があったことは事実である。そういう特殊なイギリスの歴史的事情と海賊との密接不離な関係を考えると、海賊が公海に固有の概念として発展し慣習法化している今日の状況も腑に落ちるのである。その後、ナポレオン(Napoleon Bonaparte; 1769 ~ 1821)やヒットラー(Adolf Hitler; 1889 ~ 1945)のイギリス封鎖の軍事的作戦が奏功せず、海洋国家としての矜持を守ったイギリスの地位が動かなかった事実こそ、海洋法秩序構築の分野でのイギリスの抜きん出た貢献を証明している。したがって、海賊と公海概念はいずれもイギリスの国家実行が媒介となって結合し、公海は海賊の定義において本質的構成部分になったと考えられる。ヴァッテル Emmerich de Vattel (スイス; 1714 ~ 67)の「自己保存権(right of self-preservation)」<sup>(20)</sup>の理論でしか擁護されえないようなイギリスの国家実行からうまれた代表的な近代国際法概念が、海賊(piracy)であったという結論が導かれる。

従来、海賊行為を行った者はもっぱら国際法の規律対象すなわち、客体として諸国家の普遍的管轄権の下に置かれてきた。すなわち、海賊には人権保有者として国際社会で国家に対抗する国際法主体たる地位は承認されていなかった。しかし、このハーバード「海賊条文草案」§ 14③では、海賊行為を訴因とする被告人が外国人である場合、国内刑事法で一定の人権保障を行うべきことを定めている。とりわけ同項第1号にいう「公平な裁判所で迅速かつ公正な裁判(a fair trial before an impartial tribunal without unreasonable delay)」を受ける権利や、第3項にいう「残虐で異常な刑罰(cruel and unusual punishment)」の禁止は、英米法に由来する代表的な人権であって、いわゆる「法の一般原則(general principles of law)」に属するかそれに準ずる規範として承認されている。海賊処罰に限定して、外国人であるが故の差別を認めない国際約束を目指している点で、人権保有者としての海賊に国家が合法的に対処すべきことを定めたものであって、当時としては画期的で進歩的な内容であった。これは、恐らく、当時台頭していたナチスとナチス法学<sup>(21)</sup>の人種差別的で反人権の本質に危機感を抱いたアメリカの国内的雰囲気を反映しているからであろう。「裁判の遅延は裁判拒否(denial of justice)である」として諸国家が伝統的に糾弾されてきた歴史がある。また、火あぶりやのこぎり挽き、その他多くの残虐な刑罰執行方法が存

在した歴史を考えると、「残虐で異常な刑罰の禁止 (No cruel and unusual punishment)」の規範も、残虐な死刑の執行方法を禁止するのみならず、死刑制度の廃止をも含めて解釈すべき歴史的段階に達していることが示唆されていると言えよう。その意味で、1982年編集の前記連邦法が内外人を問わず、海賊に終身刑 (shall be imprisoned for life) を定めているのは妥当な対応であるといえる (§ § 1651, 1652, 1653)。付論ながら、英米法の伝統、とりわけアメリカ合衆国憲法の人権規定のほとんどを継承した日本国憲法にも、当然、「残虐な刑罰の禁止」規定 (§ 36: 「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する」) は存在するが、日本の判例は、同条が死刑の執行方法が残虐であってはならないことを要求しているのみで死刑そのものは「残虐な刑罰」には該当しないとの立場をとっている (最高裁判決 1948. 3. 12; 刑集 2-3-191)。しかし、ハーバード「海賊条文草案」(1932年公表) から第2次大戦後の海賊処罰に関する前記連邦法への法思想的発展は、日本における死刑存廃論議にも1つのヒントを与えてくれよう。

ハーバード「海賊条文草案」§ 14④では、外国で海賊行為を訴因として起訴された自国民を保護するために、外交的保護権を発動できることが明文化されている。国家が外交的保護権を発動するためには、被害者たる自国民が継続的に本国の国籍を保有していることと、滞在国で国内的救済を完了していることが必要である。これは慣習国際法で確立している原則であって、ことさら条約で明記するまでもない事柄である。しかし、古来より、

海賊は「人類共同の敵 *hostis humani generis*」と称せられ、法の保護が拒否される国際犯罪者とみなされてきた。<sup>(22)</sup> その意味では、一学会の草案ながら、この草案の中で、海賊も在外自国民の一員として本国の保護を受けられることを明記したことは、海賊の歴史に新たな1ページを開く嚆矢になったといえよう。

### 【Ⅲ】 結 論

本稿のテーマである「海賊対処法案」は2009年4月23日に衆議院本会議で与党 (自由民主党と公明党) の賛成多数で可決された。この法案をめぐって、海上自衛隊の活動は警察活動の一環で国会の承認は不要とする与党と、国家の事前承認が必要とする野党・民主党との意見の相違は解消されず、与党は政府案のままで採決した。民主党も参議院での審理を長期化させない方針であり、この法案が参議院で否決されても、早晚、衆議院で2/3以上で再可決され、同会期中に成立すると見込まれている (日本国憲法 § 59 参照)。したがって、本稿が公表される時には本法案は正式の法律として公布されているはずである (本稿脱稿 2009年5月7日)。

ところで、海賊取り締まりのための国内法を整備している国家として、本稿で紹介した英米のほかに、欧州大陸のオランダ、ドイツ、フランス、ロシアを指摘しなければならない。<sup>(23)</sup> これら4カ国の海賊法制については、時間と紙幅の関係で紹介できなかったが、別の機会に譲りたい。

### 《注》

- (1) 東京新聞 (2009. 1. 22) による。http://www.2tcn.ne.jp/~honkawa/9200.html
- (2) 社団法人日本船主協会のサイトを参照のこと: http://www.jsanet.or.jp/pirate/index.html
- (3) “海賊の歴史は古代に始まる。海賊を意味するギリシャ語 *peirates* およびラテン語 *pirata* は投機家を意味し、むしろ地方的英雄としての色彩を持つ言葉であったとされる。海賊は人類共通の敵 (*communis hostis omnium*) であると最初に述べたのはキケロ (Cicero) であった。この記述はその後ほぼ一貫して海賊の性質を規定するものとして継受され、ゲンティリス (Gentilis) 以降の近代自然法学者にも踏襲された。武装攻撃によって無差別に他船の財貨を強奪するのが海賊の原型であるが、独占的植民地貿易が重大な国益であった絶対王朝時代においては、その抑止が国策上の重要問題であり、また、軍艦と海賊船の間に武装力において差のなかった当時においては、国際秩序の維持にかかわる事項でもあったとみられる。とくに、私掠船 (特定国家の捕獲認可状を受けた) との区別が法問題とされたのはこのような事情からである” 林 久茂『海洋法研究』(株) 日本評論社, 1995, 104 - 105

頁。ここには海賊についての根幹的説明がなされている。

- (4) この決議は全会一致で採択され、ソマリア暫定政権と協力する諸国家は6カ月の間、ソマリア領水に入って、関係国際法規に従い、海賊行為及び武装強盗を抑止するために“すべての必要な手段 *all necessary means*” を行使できる旨が宣言された。同年10月、安保理で、これと同様の目的のため、決議 1816号に基づいて具体的に海軍艦艇及び軍用機の派遣を加盟国に要請し同決議に定める措置の適用期間の延長をソマリア暫定政府 (TFG) に確認する安保理決議 1838号が全会一致で採択された。更に同年12月、安保理で、海賊行為の防止に向け沿岸部での空爆を含む「領空も含め、ソマリア陸上で必要とされるあらゆる措置を取ることができる」よう求める米国提案の決議案を受け、「ソマリア国内で必要とされるあらゆる措置を取ること」 (“*may undertake all necessary measures that are appropriate in Somalia*”) を可能にする新たな決議、安保理決議 1851号が全会一致で採択された。

http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/361/77/PDF/N0836177.pdf?OpenElement

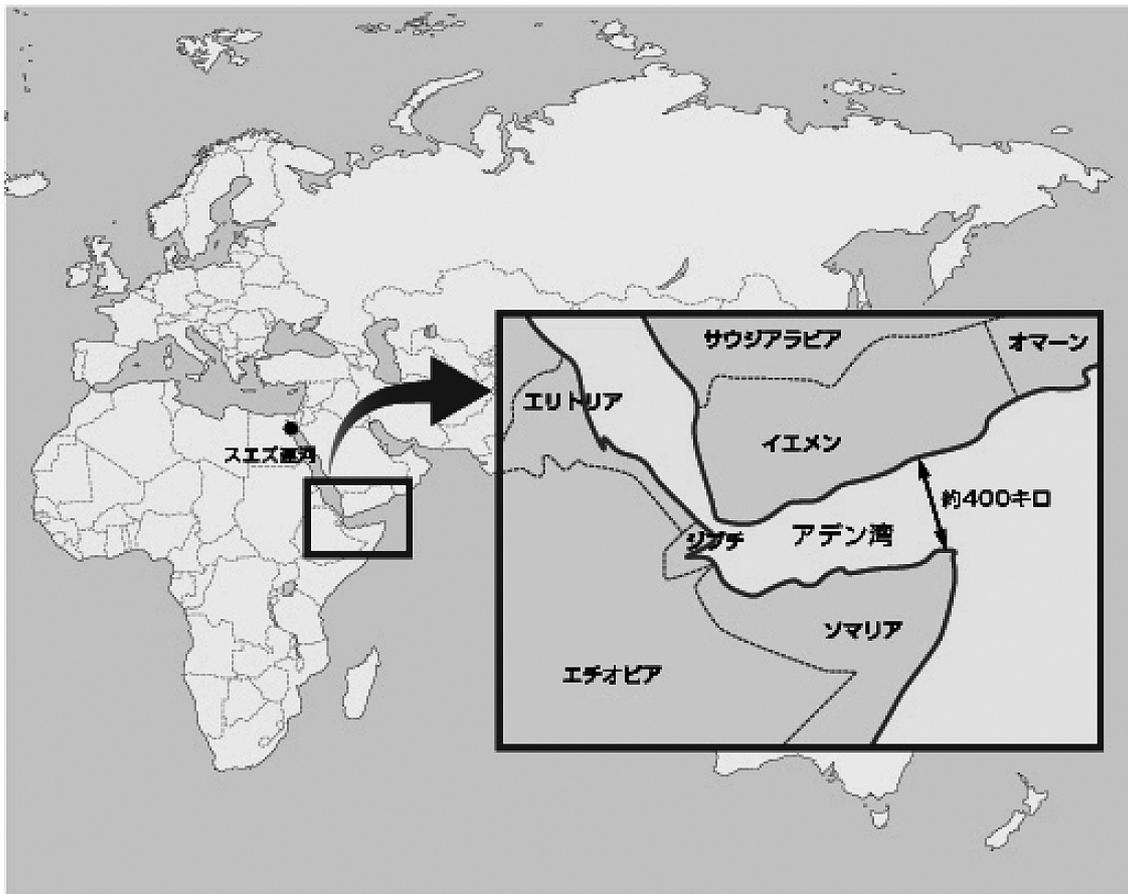
http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/538/84/PDF/N0853884.pdf?OpenElement

- <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/655/01/PDF/N0865501.pdf?OpenElement>
- (5) “2008年10月には戦車33台を積んだウクライナの貨物船が海賊に奪われ、これを重く見たアメリカ・ロシア・EUが共同し駆逐艦を派遣し海賊掃討を目指している” <http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- (6) ブラヒミ報告 (Report of the Panel on United Nations Peace Cooperations: A/55/305 – S/2000/809) は「国連平和活動に関するパネル」委員長ブラヒミからアナン事務総長に提出された報告書で、内戦型の紛争に対して「強化されたPKO」を認める立場が採られた。国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂、2005年、760 – 761頁、778 – 779頁。すでに、1993年の国連第2次ソマリア活動 UNOSOM II (1993. 3. 26 ~ 1995. 3) で受け入れ国の同意のない最初のPKOが派遣されていた。これが平和執行型のPKOについて受け入れ国の同意を不要とする先例になっている。Samuel Katz, Operation Restore Hope and UNOSOM: International Military Mission of Mercy in Somalia (Firepower Pictorials), Concord Publications, 1995.
- (7) この事情をエイクハースト Akehurst は次のように述べている。“国家の中には、海外で外国人が実行したすべての犯罪（又は少なくとも重大犯罪）をふくめて、すべての犯罪に対して管轄権を主張する国家も存在する。英語を話す諸国家はそのような普遍的管轄権が通常、国際法によって差し止められていると考えている。常設国際司法裁判所はロチュース号事件でそういう普遍的管轄権の正当性を論じなかったが、個々の判事の中には普遍的管轄権が通常、国際法に反すると宣言した者もいた。普遍的管轄権 (universality principle) は、個人が実行地の法によって合法とされる行為につき他の場所で処罰される時、明らかに不当な結果をもたらす。普遍的管轄権は、すべての国家で犯罪とされる行為に適用される場合には問題はあまり起きない。実際、普遍的管轄権が通常国際法に反すると考える英語諸国民でさえ、戦争犯罪や海賊、ハイジャック、各種の国際テロ行為のような国際社会全体を脅かしすべての国家で犯罪とされる行為に国家が普遍的管轄権を行使することに同意している” Peter Malanczuk, AKEHURST’s Modern Introduction to International Law (7th edition), Routledge, 1997, p.112. ここには、海賊取り締まり権が国家の義務ではなく、国際法上の権利であるとの認識が見て取れる。
- (8) 第1次及び第2次鳩山内閣、並びに石橋内閣の成立にあたって、元海軍大将・野村吉三郎 (1877. 12. 16 ~ 1964. 5. 8) が閣僚の候補にされたが、「文民」の解釈上の疑義のため入閣が立ち消えになったという。文民統制 civilian controle の意義につき見よ。清宮四郎『憲法 I [新版]』、有斐閣、1972、303 – 304頁。
- (9) 例えば、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則は、文部・厚生両省の共同省令である」森山幹夫『看護関係法令』、医学書院、2008. 3 – 4頁。共同省令は、内閣府を含めて3以上の府省からでも公布される。<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%81%E4%BB%A4>
- (10) “国際海事局 (こくさいかいじ きょく, International Maritime Bureau) は国際商業会議所 (ICC) の特殊な局である。略称は「IMB」。この局は国連の国際海事機関に支持されて1981年に創設され、国際刑事警察機構にオブザーバーの地位がある。IMBの責務は、海上貿易、輸送、特に海賊行為や商業詐欺に関連した犯罪と戦うことにある。また、外洋航行船の乗組員を守ることもそのひとつである。毎週、海賊行為に関する報告書を発行しており、24時間体制で海賊行為を報告するための施設をマレーシアのクアラランプールに置いている” <http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- (11) 「法律による行政」は“ドイツにおける法治国家、法の支配、法律による行政、フランスにおける法治国家、行政の適法性、行政の法への服従、英米における法の支配といったことばで、これらの国において等しく認められている” 小島和夫『やさしい行政法の解説』、公職研、1996、11 – 12頁。Vgl. Jochen Zenthoefner, STAATSRRECHT 1 – Staatsorganisationsrecht –, Richter Verlag, 2002.
- (12) Alfred P. Rubin, The Law of Piracy (2nd edition), Transnational, 1998, pp. 397 – 399.
- (13) Ibid., pp. 400 – 406.
- (14) Ibid., pp. 407 – 409.)
- (15) 拙稿「アロンドラ=レインボー号事件と国際法上の海賊」『金沢経済大学論集第34巻第2号』、129 – 143頁。
- (16) A. P. Rubin, *ibid.*, pp. 411 – 418.
- (17) “しきしま (JCG SHIKISHIMA) は、海上保安庁が保有する世界最大の巡視船である。その大きさは海上自衛隊の護衛艦にも引けをとらず、はたかぜ型護衛艦とほぼ同じであり、イージス艦のこんごう型護衛艦に迫るサイズである。2007年時点で、同型船はない。公称船型はヘリコプター2機搭載型。就役は1992年” <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%97%E3%81%8D%E3%81%97%E3%81%BE>
- (18) A. P. Rubin, *ibid.*, pp. 421 – 423.
- (19) Reprinted in A. P. Rubin, *ibid.*, pp. 425 – 430.
- (20) 彼の著書については復刻版が出ている。Emmerich de Vattel, Law of Nations, Ams Pr Inc, 1975. 彼のいう国家の“自己保存権 right of self – preservation”は当時、誰も疑わぬ通説の地位を占めていたが、今日、自衛権で代用できるという意見にとってかわられている。国際法学会編『国際法辞典（第2版）』、有斐閣、2005、421頁。
- (21) ナチス時代に労働者の権利の保障が充実していたという。しかし、人種の優劣を主張する点で決定的な問題をはらんでいた。カール・シュミット (Carl Schmitt, 1888. 7. 11 – 1985. 4. 7) がそれを代表していた。<http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- (22) 例えば、ゲンティリス (Gentilis) は海賊があらゆる法に違反するので戦時法でいう敵の資格もなく法外者 (outlaw) と見做されると考えたし、プーフェンドルフ (Pufendorf) も海賊を無神論者として神と人間からの信頼を得られないと述べていたという。林久茂・前掲書、106 – 107頁。林教授のご教示に感謝する。
- (23) 2008年8月26日、国土交通省会見室での記者会見で、当時の国土交通大臣の谷垣禎一 (1945. 3. 7 ~) は、政府の海賊対策についての質問に以下のように答えている；  
“これは今仰いましたように去年発生した海賊事件は263件ということですが、平成18年から比べると24件増加しています。我が国の民間企業が運航ないし関与しているような船舶が海賊に奪取される、襲われるという事件が起きています。こういう中で今総合海洋政策本部で検討して頂いていることは、航海自由の原則が勿論ある訳ですが、海賊行為に関してはそれを処罰する立法を持っている国がオランダ、ドイツ、フランス、アメリカ、ロシア、イギリスでありまして、

そういう国と同じように海賊行為を抑止する、取り締まる、あるいは処罰するための刑事法制といえますか、法体系といえますか、そういうものが必要があるのではないか、いわゆる普遍主義と言われているものを採用する必要があるのではないかということを中心に議論しているところです。2月8日の法制チームの会合でその海賊取り締まりのための法制度

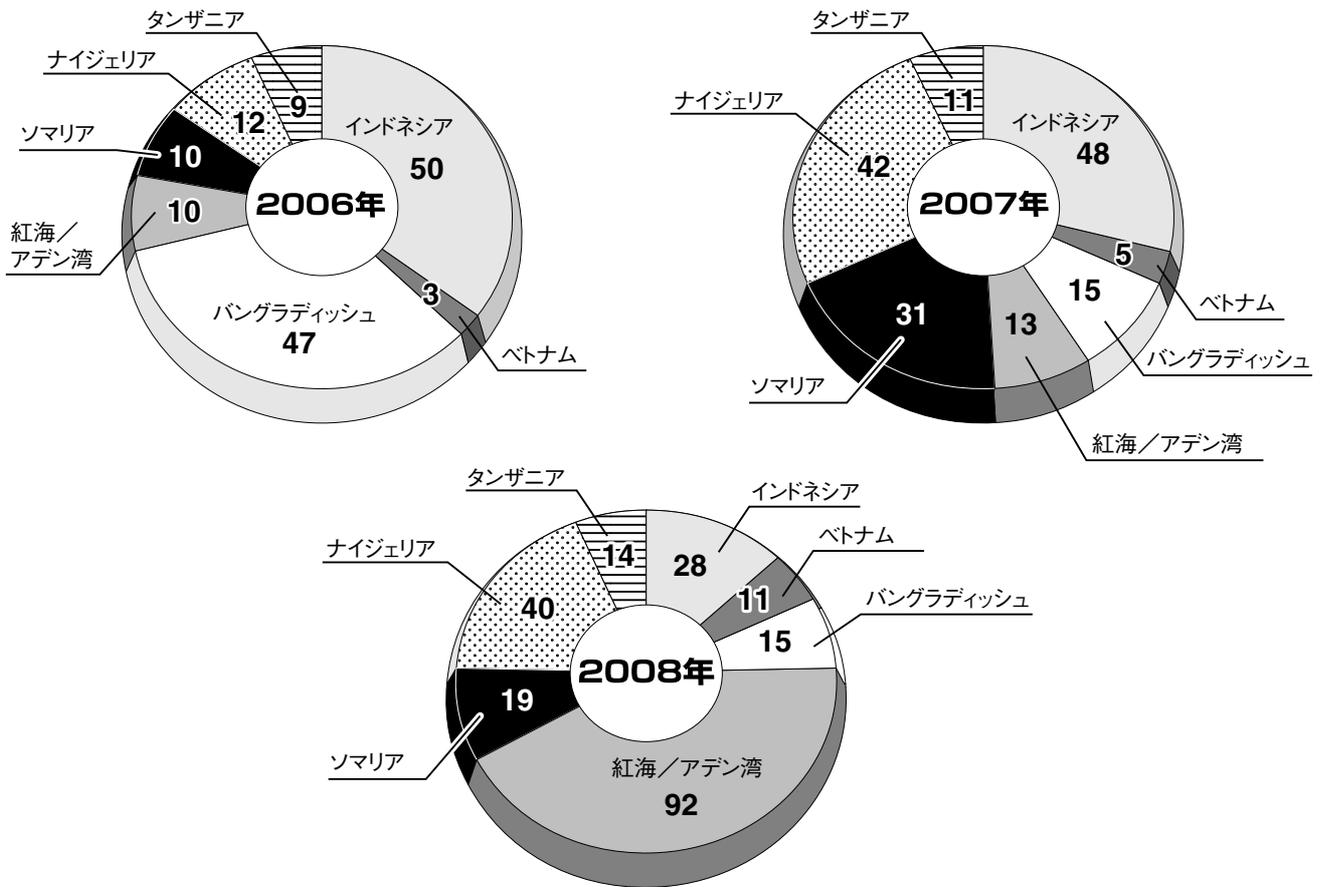
上の枠組みを検討すると決定して、海洋基本計画の中でもそのような規定があるということですので、この秋を目途に中間報告を行うという方向でやりたい。今鋭意ご検討願っているところです。” <http://www.mlit.go.jp/kaiken/kaiken08/080826daijin.html>

《参考図表 I》 ソマリア沖の海賊事案が多発している地域



(出典： <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol20/index.html>)

《参考図表Ⅱ》最近3年間の主要7カ国・地域の海賊発生件数の推移



(出典：日本船主協会のホームページ <http://www.jsanet.or.jp/pirate/index.html>)

《References : 参考文献》

1. V. V. Ramraj, et al (eds.), Global Anti – Terrorism Law and Policy, Cambridge, 2009
2. I. Buffard, et al (eds.), International Law between Universalism and Fragmentation, Nijhoff, 2009
3. N. Melzer, Targetted Killing in International Law, Oxford, 2008
4. G. Molier/E. Nieuwenhuys (eds.), Peace, Security and Development in an Era of Globalization, Nijhoff, 2009
5. M. C. Bassiouni (ed.), Sources, Subjects and Contents (International Criminal Law, Vol. 1, 3rd ed.), Nijhoff,

- 2008
6. H. Ringbom, The EU Maritime Safety Policy and International Law, Nijhoff, 2008
7. A. Orakhelashvili, Peremptory Norms in International Law, Oxford, 2008
8. O’ Connell, International Law and the Global War on Terror, Pedone, 2007
9. A. Nollkaemper, Domestic Courts and the Rule of International Law, Oxford, 2008
10. P. Wendel, State Responsibility for Interferences with the Freedom of Navigation in Public International Law, Springer, 2007

〔追記〕

本稿の校正中の2009年6月19日、午前中、海賊対処法案は参議院本会議で否決されたが、午後の衆議院本会議で2/3以上の多数で再可決され成立した。

